

## 佐倉市のコロナ対策助成金

訪問介護事業所のヘルパーは、新型コロナ「緊急事態宣言中」に於いてもコロナ感染リスクにも拘らず頑張って訪問介護業務を実施しました。

佐倉市は、この働きを支援するため、特別手当を支給することになりました。

また、安全にヘルパー業務を実施するにあたり、必要な衛生用品(マスク・消毒液等)の購入費用の一部を助成して頂けることになりました。

ヘルパーの皆さんには、ますます頑張って訪問介護を実施して頂きたいと思います。

こうほう佐倉 2020年6.15臨時号より抜粋

福祉  
施設

### 介護を支えるひと支援

問 介護保険課 ☎(484) 6174

新型コロナウイルス感染症の感染リスクを抱えながらも働き続けている施設等従事者を支援するため、市内事業所に特別手当などにかかる経費を支給します。

**対象** 次の①～④の介護施設および介護サービス事業所

**支給額** ①介護老人福祉施設及び介護老人保健施設(定員50人以上)

1施設あたり 100万円

②介護老人福祉施設及び介護老人保健施設(定員50人未満)

1施設あたり 50万円

③その他の入居施設(サービス付き高齢者住宅除く)

1施設あたり 30万円

④居宅介護サービス事業所

1事業所あたり 20万円

**支給対象経費** 介護従事者の処遇改善(特別手当の上乗せ等)経費

\*従事者の同意等、一定の要件下で、感染対策等職場環境を改善するための経費も可とする

**申請** 受け付け中

福祉  
施設

### 居宅介護事業所感染拡大予防のための支援

問 介護保険課 ☎(484) 6174

デイサービスなどの居宅介護サービス事業所に対し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のため、環境改善や衛生用品等必要な物資に係る費用を補助します。

**対象** 市内居宅介護サービス事業所

**支給額** 1事業所 6万円(1万円×6か月)

**支給対象経費** マスクや手袋、アルコール等の消毒液などの衛生物質、防護機材の購入に係る経費

**申請** 受け付け中